

介護老人保健施設かまくら 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人湘南愛心会が開設する介護老人保健施設かまくら（以下「当施設」という）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活へ復帰を目指した介護保健施設サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するように努める。
 - 6 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて必要に応じて入所者又はその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設かまくら
- (2) 開設年月日 平成15年5月1日
- (3) 所在地 神奈川県鎌倉市上町屋 750番地
- (4) 電話番号 0467-42-1717 (FAX番号 0467-42-1718)
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1452180032号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(兼医師) 1人
- (2) 医師 0.2人
- (3) 薬剤師 0.4人以上
- (4) 看護職員 11.5人以上
- (5) 介護職員 28.6人以上
- (6) 支援相談員 1.2人以上
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - ・理学療法士 1人以上
 - ・作業療法士 3人以上
 - ・言語聴覚士 0.3人以上
- (8) 栄養士又は管理栄養士 1以上
- (9) 介護支援専門員 1.2人以上
- (10) 事務員 3人以上
- (12) 調理員 14人以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基

- づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
 - (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - (8) 管理栄養士及び栄養士は、医師や看護師と共同して入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
 - (10) 事務職員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。
 - (11) リハビリ助手は、リハビリテーション業務の補助を行う。
 - (12) 調理員は、医師・栄養士の指示を受け給食業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は120人とする。(一般療養棟80床、認知症専門棟40床)

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

尚、当施設では、退所後の在宅復帰を支援する取り組みを推進している。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費・入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の入所者の自己負担額については、別途資料（重要事項説明書）の通りとする。

(身体の拘束等)

第 10 条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2. 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

担当者を身体拘束適正化委員会の委員長とする。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上行うものとする。

(安全対策担当者の設置)

第 11 条 当施設は、事故発生の防止のため安全対策を専任で担当する安全対策担当者を設置する。担当者は、事故防止委員会の委員長とする。

(業務継続計画の策定、地域住民との連携)

第 12 条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続計画を策定する。

また、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害訓練の実施に当たって、地域住民の訓練への参加が得られるよう連携に努める。

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡予防・フットケア委員会規定を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただく事とする。食費は、第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる

- 権限を委任いただく事とする。
- (2) 面会は、毎日午前9時から午後6時までとする。
 - (3) 消灯時間は、午後9時とする。
 - (4) 外出・外泊は、事前に届け出るものとし、外泊は1ヶ月7泊を限度とする。
 - (5) 飲酒・喫煙は、原則として禁止する。
 - (6) 火気の取扱いは、禁止する。
 - (7) 所持品・備品等の持ち込みは、相談に応じる。
 - (8) 金銭・貴重品の管理は、原則として禁止するが、相談に応じる。
 - (9) 外泊時等の施設外での受診は、連絡を要する。
 - (10) 宗教活動は、禁止する。
 - (11) ペットの持ち込みは、禁止する。
 - (12) 入所者の「営利活動、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - (13) 他入所者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、事業所管理者が指名し、この任に充てる。
- (2) 火元責任者は、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火責任者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 土砂災害に関する避難確保計画による、入所者を含めた総合避難訓練
・・・・・・・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規則)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2. 施設の介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者及び新人については、認知症介護に係る基礎的な研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人湘南愛心会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水回り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 当施設は、感染症予防及びまん延防止のために、担当者を設置し、感染・食中毒予防委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シュミレーション）を年 1 回実施する。
- 6 担当者は、感染・食中毒予防委員会の委員長とする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても正当な理由が無くその業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 虐待防止に関する検討を身体拘束適正化委員会で行う。
 - (4) 担当者は、身体拘束適正化委員会の委員長とする。
 - (5) 指針の整備
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員及び養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 23 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止・防災対策委員会規定を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対して必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

協力医療機関	医療機関名	湘南鎌倉総合病院
	所在地	鎌倉市岡本 1370-1
	電話番号	0467-46-1717
協力歯科医療機関	医療機関名	カマタ歯科診療所
	所在地	鎌倉市大船 2-6-20MCH 大船 1 F
	電話番号	0467-39-5800

(相談・苦情等への対応窓口・担当者)

第 24 条 当施設は、相談・苦情等は介護支援専門員と支援相談員が担当し速やかに対応する。

責任者	施設長 看護責任者 事務長
担当者	介護支援専門員 支援相談員
電話番号	0467-42-1717

受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時00分 (その他の時間帯については応相談)
------	---

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に明示もしくは閲覧可能な形のファイル等で備え置くこととする。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人湘南愛心会介護老人保健施設かまぐらの役員会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成15年5月1日より施行する。

この運営規程は、平成17年10月1日より改定、施行する。

この運営規程は、平成19年8月1日より改定、施行する。

この運営規程は、平成21年5月1日より改定、施行する。

この運営規程は、平成25年7月13日より改定、施行する。

この運営規程は、平成26年4月1日より改定、施行する。

この運営規程は、平成27年3月11日より改定、施行する。

この運営規程は、平成27年10月1日より改定、施行する。

この運営規程は、平成27年11月1日より改定、施行する。

この運営規程は、平成28年5月1日より改定、施行する。

この運営規程は、令和元年10月1日より改定、施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日より改定、施行する。

この運営規程は、令和3年6月1日より改定、施行する。

この運営規程は、令和4年1月1日より改定、施行する。

この運営規程は、令和4年7月1日より改定、施行する。

この運営規程は、令和5年7月1日より改定、施行する。